

**印西クリーンセンターの操業
及び
公害防止に関する協定書**

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書

印西地区環境整備事業組合（以下「甲」という。）と印西クリーンセンター（以下「工場」という。）周辺約 2.5 km 範囲内の自治会等〔別記（以下「乙」という。）〕は、工場の操業に当たり公害の発生を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定する。

なお、甲は、本協定を締結するに当たり、余熱利用施設計画の推進、工場周辺の公園緑地及び緩衝地帯の確保並びに施設等の改善について、前向きに鋭意努力するものとする。

（協定の遵守）

第 1 条 甲は、工場において、環境保全対策を適切かつ充分に実施し、住民の不安を解消させるため、積極的に努力することとし、以下に定める事項を遵守する。

（委員会）

第 2 条 甲及び乙は、本協定の一切の事項に関して、その履行を確認するため、印西クリーンセンター環境委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

この委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（ごみの焼却施設及び焼却量）

第 3 条 工場のごみ焼却施設は、100t/24h、3 基とし、焼却量は 300t/24h とする。

2 甲は、焼却炉の増設及び建替をするときは、乙と協議のうえ、理解を得るものとする。

（ごみの焼却対象地域及びごみの種類）

第 4 条 焼却対象ごみは、甲を組織する団体の区域内から収集又は搬入された一般廃棄物とする。

やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。

2 焼却不適ごみ（電池、水銀灯等重金属含有物）は、焼却対象ごみから除くものとする。

（ごみ収集車等の通行規制及び搬出時間）

第 5 条 ごみ収集車、焼却灰・薬品等を扱う業務車は、あらかじめ甲、乙間で定めた

搬出入路を使用するものとする。

2 ごみ収集車等の搬出入時間は、原則として 8 時から 17 時迄とする。

(公害防止協定値)

第 6 条 甲は、公害防止対策として、次の協定値を守るものとする。

- | | | |
|------------|---------------|------|
| (1) 排出ガス基準 | (煙突出口) | 別表 1 |
| (2) 騒音値 | (敷地境界線) | 別表 2 |
| (3) 振動値 | (敷地境界線) | 別表 3 |
| (4) 悪臭値 | (敷地境界線) (排出口) | 別表 4 |
| (5) 水の排出基準 | | 別表 5 |

なお、参考(値)として環境基準(値)を別表 6 に示す。

2 前項に定めのない物質のうち、法令等に規制値が定められている物質及び将来において、法令等により新たに規制値が定められた物質については、甲は法令に定める規制値を準用し、守らなければならない。

(補助燃料)

第 7 条 工場で使用する焼却炉の補助燃料は、白灯油とする。

(調査測定等)

第 8 条 甲は、環境保全対策として次に定める事項について、調査測定し、委員会に報告するものとし、その測定方法等については、別表 7 によるものとする。

- (1) 搬入ごみ組成及びごみの量
- (2) 第 6 条に定めた排出ガス、騒音、振動、臭気等の調査を行う。
- (3) 排出ガス中の重金属類の精密測定を、年 2 回以上行う。
- (4) 環境基準(値)は、大気測定車等による固定点観測、記録を行う。

その方法については、委員会において別途協議する。

(施設保全)

第 9 条 甲は、常に工場の施設の点検整備を行い、その機能が完全に発揮出来るように、努めなければならない。

(異常時に対する措置)

第 10 条 甲は、工場施設の故障、破損、その他の事故で公害が発生した場合、および第 6 条に定めた協定値を超えた場合は、速やかに操業の停止等の措置を講じ、その結果を乙に報告する。

また、この協定値を超えるおそれのある場合は、焼却量の削減等の公害防止に必要な措置を講ずるとともに、直ちにその状況を乙に通知する。

2 乙は、工場において第6条に定める協定値を超え、又は超えるおそれがあると判断した場合には、委員会に諮り甲に工場の操業の全部又は一部の停止等必要な措置をとるよう要求することが出来る。

なお、この判断基準は委員会にて決定するものとし、この場合、甲はこれに応ずるものとする。

3 前二項の場合、甲は15日以内にその原因を調査し、乙に報告するとともに、その日から30日以内にその対策を立案し、乙に説明し、その了承を得た後、6ヶ月以内に改善に着手するものとする。

4 前項において、甲が立案した対策では公害の防止が不十分であると乙が判断し、対案を提出したときは、委員会に諮り協議するものとする。

なお、この判断基準は委員会にて決定するものとし、甲は誠意をもって、これに応ずるものとする。

(工場への立入り)

第11条 甲は、乙の要請があった場合、乙による工場内への立入調査に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第12条 甲は、工場の操業によって、住民が被害を受け又は住民からの苦情の申し出があった場合は、直ちに誠意をもって、調査、測定を必要に応じて行い、これらの処理・解決にあたるものとする。

(被害補償)

第13条 甲は、工場の事業活動に伴い公害が発生し、その物質により住民に被害を与えた場合、委員会に諮り乙の要請により、健康診断を行うものとする。

2 公害の発生により、住民に損害を与えた場合、甲はその被害に対する補償をするものとする。

また甲は、速やかに公害の発生を防止するため、施設の改善等必要な措置を講ずるものとする。

(協定違反に対する措置)

第14条 本協定に定める事項について、甲が違反したときは、乙は甲に工場の操業停止を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

なお、その後の対応策については、甲、乙にて協議するものとする。

(事情変更による改定協議)

第 15 条 協定締結後、技術水準の向上、社会情勢の変化、その他事情の変更により、本協定に定める条項の全部又は一部が不適當となったときには、甲、乙はその改定について、協議することが出来る。この場合、双方誠意をもって、これに応ずるものとする。

(疑義解釈)

第 16 条 協定の解釈上、疑義が生じ、又は不都合が生じた場合の他、この協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲、乙誠意をもって、協議を行うものとする。

別表1 排出ガス基準（煙突出口）

項 目	協 定 値
イ オ ウ 酸 化 物	50ppm 以下
ば い じ ん	0.03g/N m ³ 以下
窒 素 酸 化 物	120ppm 以下
塩 化 水 素	80ppm 以下
ダ イ オ キ シ ン 類	1ng-TEQ/N m ³ 以下（1・2号炉） 0.5ng-TEQ/N m ³ 以下（3号炉）

1. 協定値は排ガス中残存酸素濃度 12%換算値で、かつ、乾ガス基準で時間平均値とする。

但し、ダイオキシン類についてはダイオキシン類標準測定分析マニュアルによる。

2. ダイオキシン類の協定値については平成 14 年 12 月 1 日からの値とする。

別表2 騒音値（敷地境界線）

時間区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時から8時	8時から19時	19時から22時	22時から翌6時
協定値	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

別表3 振動値（敷地境界線）

時間区分	昼間	夜間
	8時から19時	19時から翌8時
協定値	60 デシベル	55 デシベル

別表4 悪臭値（敷地境界線）

種 類	協 定 値
ア ン モ ニ ア	大気中における含有率が 1ppm 以下
メチルメルカプタン	〃 0.002ppm 以下
硫 化 水 素	〃 0.02ppm 以下
硫 化 メ チ ル	〃 0.01ppm 以下
トリメチルアミン	〃 0.005ppm 以下
臭 気 濃 度	15（目標値とする。）

悪臭値（排出口）

種 類	単 位	協 定 値	
		煙突出口	臭突出口
トリメチルアミン	N m ³ /H	2.44	0.266
アンモニア	N m ³ /H	487.7	53.2
硫化水素	N m ³ /H	9.8	1.06
臭 気 濃 度	500（目標値とする。）		

別表 5 水の排出基準

項 目	協 定 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
シアン	検出されないこと
有機リン	検出されないこと
鉛	0.1mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.05mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと

別表 6 環境基準（値）

（参考）

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	・ 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	・ 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

別表 7

項 目		頻 度	測 定 方 法
排 ガ ス 分 析	硫 黄 酸 化 物	年 6 回 (2 ヶ月毎に一度)	JISK 0103
	ば い じ ん	年 6 回 (2 ヶ月毎に一度)	JISZ 8808
	塩 化 水 素	年 6 回 (2 ヶ月毎に一度)	JISK 0107
	窒 素 酸 化 物	年 6 回 (2 ヶ月毎に一度)	JISK 0104
	ダ イ オ キ シ ン 類	年 1 回以上	ダイオキシン類標準 測定分析マニュアル
	重 金 属 類	年 2 回	JISK 0083 JISK 0222
放 流 水 分 析		年 1 回	環告第 59 号 環告第 64 号 JISK 0102
悪 臭	悪 臭 物 質 分 析	年 2 回 (2 ポイント)	環告第 9 号 (8 項目)
	悪 臭 物 質 官 能 試 験	年 2 回 (2 ポイント)	三点比較式臭袋法 ・千葉県
騒 音 測 定		年 2 回 (2 ポイント)	JISZ 8731
振 動 測 定		年 2 回 (2 ポイント)	JISZ 8735
ご み 質 分 析		年 4 回	環整第 95 号

別記

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定締結自治会等

平成 27 年 6 月 日現在

	自治会名等	協定締結日		自治会名等	協定締結日
1.	小倉町内会	昭和 62 年 12 月 13 日	21.	木刈一丁目町内会	平成 11 年 6 月 3 日
2.	牧の木戸一丁目自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	22.	ネックス自治会	平成 11 年 6 月 3 日
3.	木刈三丁目町内会	昭和 62 年 12 月 13 日	23.	高花二丁目北自治会	平成 11 年 6 月 3 日
4.	木刈四丁目自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	24.	桜苑壺番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
5.	内野町内会	昭和 62 年 12 月 13 日	25.	桜苑式番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
6.	内野西団地自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	26.	桜台三丁目自治会	平成 15 年 3 月 7 日
7.	内野東団地自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	27.	プロムナード桜台 3 番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
8.	内野中央団地自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	28.	プロムナード桜台 4 番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
9.	-	-	29.	プロムナード桜台 6 番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
10.	木刈五丁目自治会	平成 2 年 3 月 23 日	30.	ユープシティ桜台自治会	平成 15 年 3 月 7 日
11.	内野南第 2 団地町内会	平成 4 年 9 月 4 日	31.	ミサワホーム千葉桜台自治会	平成 15 年 3 月 7 日
12.	原山中央自治会	平成 4 年 9 月 4 日	32.	ガーデンハウス木刈自治会	平成 21 年 11 月 21 日
13.	原山町内会	平成 4 年 9 月 4 日	33.	大塚三丁目自治会	平成 23 年 9 月 2 日
14.	高花一丁目町内会	平成 4 年 9 月 4 日	34.	コロネット原山町内会	平成 24 年 1 月 25 日
15.	高花四丁目町内会	平成 4 年 9 月 4 日	35.	原山花の丘自治会	平成 24 年 2 月 13 日
16.	小倉台アビック 21 自治会	平成 7 年 12 月 1 日	36.	桜台 12 番街自治会	平成 27 年 6 月 12 日
17.	ファーストスクエア小倉台団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
18.	セカンドスクエア小倉台団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
19.	サードスクエア小倉台団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
20.	原山西団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			